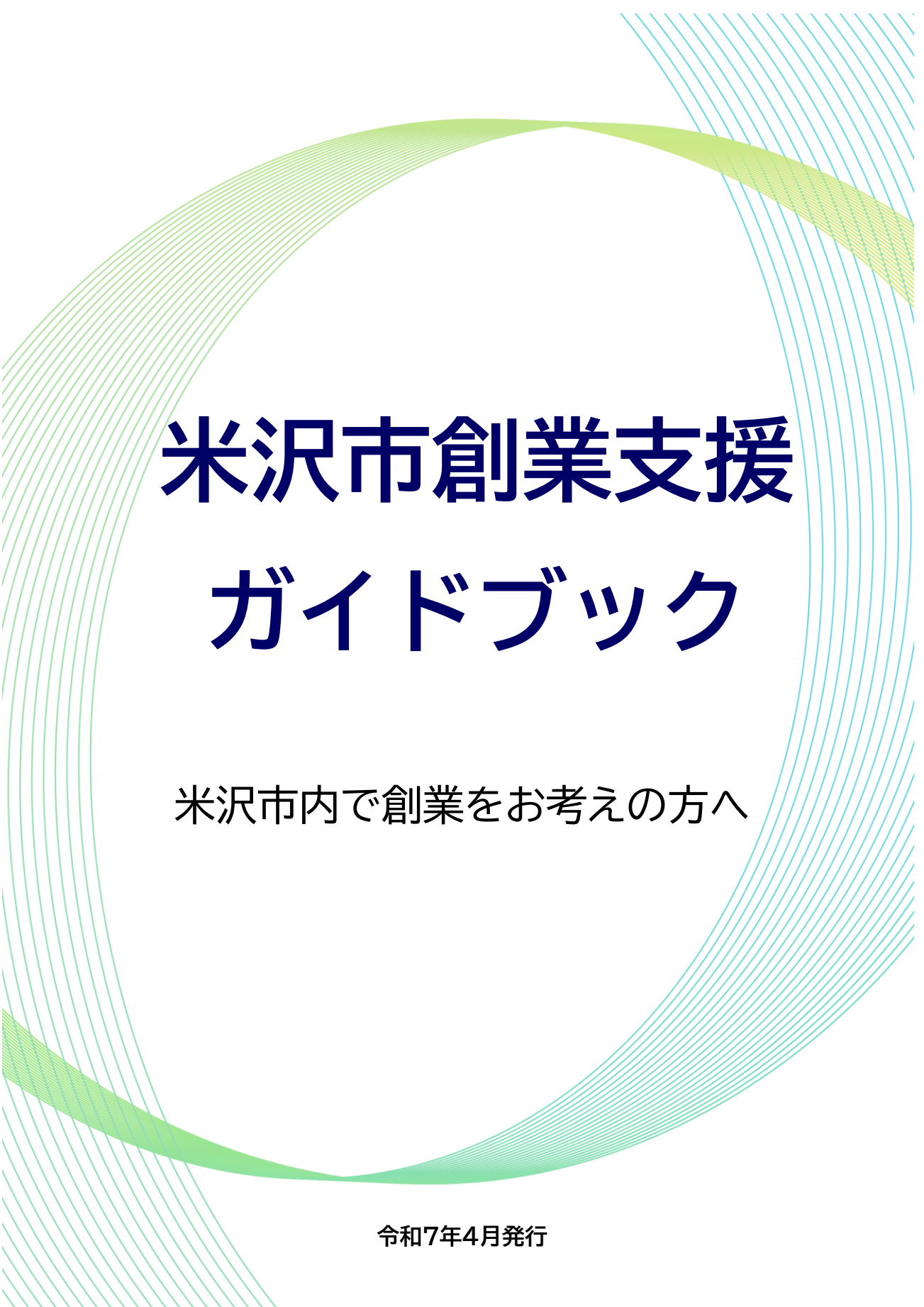




米沢市創業支援 ガイドブック

米沢市内で創業をお考えの方へ

令和7年4月発行

目次

1	はじめに	1
2	支援メニュー一覧	3
3	米沢市創業支援機関の紹介	4
	(1) 米沢市商工課	4
	(2) 米沢商工会議所	6
	(3) 置賜総合支庁地域産業経済課	7
	(4) 山形大学研究・産学連携推進本部	8
	(5) 日本政策金融公庫米沢支店	9
	(6) 山形銀行米沢支店	10
	(7) 荘内銀行米沢中央支店	11
	(8) きらやか銀行米沢支店	13
	(9) 東邦銀行米沢支店	14
	(10) 米沢信用金庫地域創生部	15
	(11) 山形第一信用組合米沢支店	16
	(12) 山形県信用保証協会米沢支店	17
	(13) 公益財団法人 やまがた産業支援機構	18
4	創業にかかる手続きについて	19
	(1) 税務関係の届出	19
	(2) 社会保険関係の届出	20
	(3) 許認可の申請	21

1 はじめに

なんとなく始めて失敗しないために！

創業ってむずかしそう・・・事業計画って何・・・どんな準備をすればいいの・・・
やりたいことは決まっているのに進め方が分からない・・・
そんな時は「米沢市創業支援機関」をご利用ください！

創業準備のチェックポイント

- | | | |
|----------------------|------------------------------|-----------------------------|
| 1 創業の動機は明確ですか？ | ☐ YES | ☐ NO |
| 2 事業の経験や知識はありますか？ | ☐ YES | ☐ NO |
| 3 ご家族の理解はありますか？ | ☐ YES | ☐ NO |
| 4 創業場所は決まっていますか？ | ☐ YES | ☐ NO |
| 5 セールスポイントはありますか？ | ☐ YES | ☐ NO |
| 6 売上高や利益等を予測してみましたか？ | ☐ YES | ☐ NO |
| 7 自己資金は準備していますか？ | ☐ YES | ☐ NO |
| 8 事業計画書を作成されていますか？ | ☐ YES | ☐ NO |

・・・一例です！



「米沢市創業支援等事業計画」

市内で創業をめざす方への支援を強化するため、創業支援を行う市内の12の機関で相互に連携して、産業競争力強化法に基づく「米沢市創業支援等事業計画」を策定し、平成27年5月に国の認定を受けました。

この計画に定める創業に必要な「経営、財務、販路開拓、人材育成」の知識習得について、おおよそ1か月（4回）程度の継続支援（「特定創業支援事業」といいます。）を受けた方には、次のようなメリットがあります。



- ① 創業前の個人が株式会社を設立する際の登録免許税が半額に軽減されます。
- ② 通常、創業の2か月前から対象となる創業関連保証が創業6か月前から利用できます。
- ③ 日本政策金融公庫新規開業資金において、基準利率より低利で融資を受けることができます。（※別途、融資の審査があります。）
- ④ 山形県商工業振興資金融資制度（開業支援資金）において、基準利率より低利で融資を受けることができます。
- ⑤ 米沢市創業支援事業費補助金の補助上限額に10万円が加算されます。

米沢市創業支援機関ご利用の流れ (総合受付：米沢市役所)



2 支援メニュー 一覧

米沢市創業支援機関の支援メニュー一覧です。

支援メニュー	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	米沢市商工課	米沢商工会議所	置賜総合支庁地域産業経済課	山形大学研究・産学連携推進本部	日本政策金融公庫米沢支店	山形銀行米沢支店	荘内銀行米沢中央支店	きらやか銀行米沢支店	東邦銀行米沢支店	米沢信用金庫地域創生部	山形第一信用組合米沢支店	山形県信用保証協会米沢支店	公益財団法人やまがた産業支援機構
掲載ページ	4	6	7	8	9	10	11	13	14	15	16	17	18
① 総合案内	●												
② 基礎知識の習得		●			●							●	●
③ 業界情報等の提供		●			●		●			●		●	
④ 事業計画の作成支援		●			●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑤ 助成金・補助金等	●	●	●				●			●			
⑥ 社会保険		●											
⑦ 税金	●	●											
⑧ 会社設立手続		●											●
⑨ 許認可	●												
⑩ 販路開拓支援		●	●			●	●	●	●	●	●	●	●
⑪ 技術開発支援			●	●						●			●
⑫ 財務・会計		●											●
⑬ 人材の確保・育成		●					●			●			●
⑭ 資金調達	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑮ インキュベーション施設		●		●									●

*6～11の各金融機関は母店のみを掲載しております。

(各支店での取り扱いについては、各金融機関にお問い合わせください。)

3 米沢市創業支援機関の紹介

(1) 米沢市商工課

所在地 〒992-8501 米沢市金池五丁目2番25号

電話番号 0238-22-5111 (内線 4101, 4102)

FAX 番号 0238-24-4541

受付時間 平日 9:00~17:00

相談方法 電話、来庁

ホームページ <https://www.city.yonezawa.yamagata.jp/index.html>



支援内容： 支援メニュー (3ページ：①、⑤、⑦、⑨、⑭)

■米沢市の12の創業支援機関について

米沢市では、市内の創業支援事業者で連携し、起業を目指す方々への支援を強化するため、産業競争力強化法に基づく「米沢市創業支援等事業計画」を策定し、平成27年5月に国から認定を受けました。

それまで、それぞれが単独に行っていた支援を、米沢市が総括します。「米沢市内で創業したいけれど、どこに相談したら良いか分からない」という方は、まずは、米沢市の創業相談窓口(米沢市商工課：市役所2階)にご相談ください。

■創業相談窓口

ご相談内容に応じて、専門知識を持つ各支援機関におつなぎします。

場所：米沢市産業部商工課(米沢市役所2階)

時間：午前9時から午後5時まで(土曜日・日曜日・祝日を除く)

内容：①創業支援に関する情報提供

②特定創業支援事業の申請受付・証明書交付

③市補助金(米沢市創業支援事業費補助金)の申請受付・認定

④市融資制度(米沢市商工業振興資金融資制度(創業支援事業))の申請受付・認定

■施策等

米沢市商工業振興資金融資制度(創業支援事業)

創業を促進するための融資制度です。

(令和7年4月1日)

資金名	融資対象者	資金使途	貸付限度額	貸付期間 (据置期間)	貸付利率
創業支援 資金	市内において創業 しようとする者	運転・設備	1,500万円 以内	10年 (2年)	※指定区域内 年1.0% 上記以外 年1.2%

※「指定区域内」…米沢市立地適正化計画に定める都市機能誘導区域の中心地区内のうち、都市計画用途域が「商業地域」及び「近隣商業地域」に指定されている区域

米沢市創業支援事業費補助金

米沢市内で新たに事業を始める際の事業資金の一部を補助します。
40歳以下の方、移住創業者、創業塾受講者については、補助金額が優遇されます。

◆対象者

本市内に居住または転入する者のうち、次のいずれかに該当し要件を満たすもの

(1)新規創業者

- ・令和8年2月28日までに事業を開始すること
- ・事業開始までに米沢市の他の補助金を受けていないこと
- ・申請時点で事業を営んでいない個人であること
- ・暴力団関係者ではないこと、市税等の滞納がないこと
- ・申請前かつ創業後に米沢商工会議所の指導を受けること

(2)既創業者

- ・申請時点で創業後1年未満であること
- ・暴力団関係者ではないこと、市税等の滞納がないこと
- ・米沢商工会議所の指導を受けること

◆補助金額(予算の範囲内で補助金を交付します)

- ① 40歳以下※の方…… 上限 25万円(補助対象経費の2分の1)
※当該年度内において、40歳以下であること
- ② ①以外…………… 上限 15万円(補助対象経費の2分の1)

【拡充】以下の要件に該当するごとに、助成上限額を加算します。(最大65万円)

- ・米沢市内に転入後1年未満※で創業する方……………+30万円
- ・創業支援等事業計画に定める特定創業支援を受けた方…+10万円

※大学での就学期間を除く

特定創業支援事業

「米沢市創業支援等事業計画」に基づいて実施される「特定創業支援等事業」による支援を受けた方は、米沢市が発行する証明書によって、会社設立時の登録免許税軽減や創業関連保証枠の拡大などの国の優遇措置を受けることができます。

(優遇措置の詳しい内容は、2ページをご覧ください。)

◆米沢市の特定創業支援事業:

○よねざわ創業塾(共催:米沢市・日本政策金融公庫米沢支店・米沢信用金庫・米沢商工会議所)

創業の心構えから、ビジネスプランの作成までを通して、経営、財務、人材育成、販路開拓などの創業に必須となる知識を習得できます。

開 催 日	時 間
8/23、8/30、9/20、10/4、10/18	13:00~17:00

○山形元気づくり創業塾(主催:公益財団法人やまがた産業支援機構)

詳細は「(13)公益財団法人やまがた産業支援機構」(18ページ)をご覧ください。

■米沢駅コワーキングスペース

商談やテレワークなど、様々な利用シーンに活用できるコワーキングスペースが米沢駅にできました。1日500円(高校生・大学生は250円)で利用できます。ぜひご活用ください。

- ・場 所 : 米沢駅2階
- ・利用時間 : 9:00~20:00(月曜日~日曜日) ※ただし1月1日を除く
- ・問合せ先 : 置賜広域観光案内センター アスク

(2)米沢商工会議所

所在地 〒992-0045 米沢市中央四丁目1番30号

電話番号 0238-21-5111

FAX 番号 0238-21-5126

営業時間 平日 8:40~17:40

相談方法 電話、来所※、オンライン※

※必ず事前にお問い合わせください。

E-mail yone-cci@ycci.or.jp

ホームページ <http://www.ycci.or.jp>



支援内容： 支援メニュー ▣(3ページ:②~⑧、⑩、⑫~⑮)

■創業の準備や課題解決のお手伝いをします！

創業時の不安や課題について、経営指導員がワンストップで相談対応します。創業プランや課題を創業者と一緒に考え、創業後も経営や経理、資金調達など幅広くサポート。簡単にご相談でしたら電話でも対応いたします。

また、次の支援メニューを活用できるほか、県内の商工会議所が連携して「やまがたチャレンジ創業応援センター」を開設し、創業を“まるごとサポート”しています。創業や経営に関することなら何でもご相談ください。

<支援メニュー>

- 1 創業相談（創業計画の作り方、創業に必要な各種手続き等のアドバイス）
- 2 創業時の資金調達（創業計画を元に各種融資制度等のご相談）
- 3 各種補助金の紹介（創業に関する補助金の紹介や申請方法などをアドバイス）
- 4 経理指導（帳簿の書き方や決算、確定申告、正しい帳簿管理のアドバイス）
- 5 従業員の福利厚生（労働保険に関する各種申請、届出などの事務手続き代行）
- 6 講演会・講習会の案内（各種経営セミナーのご案内）
- 7 専門家による相談（弁護士・税理士・中小企業診断士等）
- 8 創業後の融資相談（無担保・無保証・低金利のマル経融資を中心に各種融資でサポート）
- 9 オフィス賃貸（米沢商工会議所地域産業支援センター※のご案内）

※「米沢商工会議所地域産業支援センター」…新規創業や新分野への進出を図ろうとする法人・個人を支援するインキュベーション施設です。事業を立ち上げるために必要な事務所や駐車場に加え、インターネット回線や機械警備システムなどのユーティリティ設備を完備しています。

■その他施策

経営指導員等による経営支援・相談対応のほか、販路開拓や人材育成支援を行っています。また、専門家等も交えた相談を通じて企業間連携や業界情報の提供等、ビジネスチャンスを生み出しやすい環境を整え創業者の方を支援しています。

「特定創業支援事業(P.2 参照)」相談窓口

創業を予定している個人や創業間もない事業者を対象に、経営・財務・販路開拓・人材育成の4分野について重点的に相談対応・アドバイスすることで、創業や事業計画策定を支援するとともに、創業準備段階から経営安定までの一貫した支援を実施します。

(3)置賜総合支庁地域産業経済課

所在地 〒992-0012 米沢市金池七丁目1番50号

電話番号 0238-26-6045

FAX 番号 0238-26-6047

受付時間 平日 8:30～17:15

相談方法 電話、来庁

ホームページ <https://www.pref.yamagata.jp/sangyo/shokogyo/>



支援内容： 支援メニュー ▣(3ページ:⑤、⑩、⑪)

■経営支援アドバイザー事業

総合支庁内に常駐する経営支援アドバイザー（製造業のOB）が巡回訪問し、経営課題解決のご相談に応じます。補助金等の支援制度を知りたい方、販路開拓や新たな技術の開発など経営上の課題を抱えている方はご相談ください。

経営支援アドバイザーが総合支庁職員と連携し、課題やニーズにきめ細かく対応します。

■やまがたチャレンジ創業応援事業

商工会議所を中心に地域の商工支援団体で構成する「創業支援ネットワーク」が創業から経営安定まで一貫した支援を実施します。

① 創業プランの策定、融資相談、専門家派遣など創業に関するあらゆる相談とともに、創業後の経営相談も含めたワンストップ・ワンパッケージでの創業支援を実施します。

② 優れたビジネスプランに対する創業助成金による支援を行い、特に女性・若者やUIターン者による創業を力強く後押しします。

※詳しくは、米沢商工会議所へお問合せください。



(4)山形大学研究・産学連携推進本部

所在地 〒992-8510 米沢市城南四丁目3番16号

電話番号 0238-26-3480

FAX 番号 0238-26-3633

受付時間 平日 8:30～17:00

相談方法 電話、来学、E-mail

E-mail yu-big_i@jm.kj.yamagata-u.ac.jp

ホームページ <http://www.big-i.yamagata-u.ac.jp>



支援内容： 支援メニュー (3ページ:⑪、⑮)

山形大学研究・産学連携推進本部は、本学が有する研究シーズ、研究開発力を企業の皆様に提供する橋渡しを行います。

■ベンチャー企業への研究スペースの貸与

山形大学の研究シーズを基に設立したベンチャー企業、山形大学の研究シーズを基に事業化を目指す研究を行う方に、山形大学の諸規定に基づき、研究スペースを貸与しています。

(5)日本政策金融公庫米沢支店

所在地 〒992-0045 米沢市中央四丁目1番30号

電話番号 0570-007787

FAX 番号 0238-24-4489

受付時間 平日 9:00～17:00

相談方法 電話、来店（ホームページから来店予約可）

ホームページ <https://www.jfc.go.jp/>

創業支援コーナー <https://www.jfc.go.jp/n/finance/sougyou/>



支援内容： 支援メニュー ▣(3ページ:②～④、⑭)

小規模事業者・創業企業の皆様に向けた事業資金融資等のお取扱いをしています。

■ご相談

支店窓口において、対面によるお申込手續のご案内や、お借入のご相談を受け付けています。「創業ホットライン（0120-154-505）」による、お電話での創業に関する各種ご相談にも対応させていただいています。

また、山形県信用保証協会米沢支店様と共同で「創業者向け金融相談会 in 米沢」を毎月第3水曜日（事前予約制）に開催しております。ワンストップで幅広い金融相談が受けられますので、こちらもお気軽にご相談ください。

■創業に関する基礎知識の提供

「創業の手引」や「創業事例集」など、創業に役立つ情報を掲載した冊子を無料で配布しています。また、ホームページの「創業支援」→「創業関連情報コーナー」において各種情報をご覧になれます。

また、「日本公庫ダイレクト」に登録していただくと、経営のノウハウやセミナー・イベントなど経営に役立つ情報をご提供します。

■資金調達

新たに事業を始める方や事業開始後おおむね7年以内の方向けの「新規開業・スタートアップ支援資金」、女性または35歳未満か55歳以上の方向けの「女性、若者／シニア起業家支援関連」など、創業のための融資制度があります。

（お申込みは日本公庫ダイレクト登録後、「インターネット申込」が便利です。詳しくはホームページをご覧ください。）

■経営診断(創業後)

「財務診断サービス」ではお客様の決算書を基に財務分析などの財務診断を行います。



日本政策金融公庫

米沢支店 国民生活事業

(6)山形銀行米沢支店

所在地 〒992-0039 米沢市門東町三丁目1番5号

電話番号 0238-22-2010

FAX 番号 0238-24-3451

受付時間 営業店窓口 平日 9:00～15:00

相談方法 各支店の窓口

E-mail yb22100@yamagatabank.co.jp

ホームページ <http://www.yamagatabank.co.jp/>



支援内容： 支援メニュー (3ページ:④、⑩、⑭)

■各営業店での相談受付

各営業店の融資窓口にて、創業に関する相談等を受け付けていますのでお気軽にご相談ください。

■事業計画の作成

創業を希望される方のハードルの1つに資金調達がありますが、金融機関に対して新規事業を説明する際に、単独で事業計画を作成することは難しいのが現実です。

山形銀行では、事業計画立案の段階から創業を希望されるお客様と一緒に事業の妥当性について検討し創業実現をサポートします。

■財務相談、販路拡大など

創業後も引続き、山形銀行が持つネットワーク力を最大限に発揮し、財務だけでなく、営業面・販路拡大（ビジネスマッチング、商談会の開催）など創業後の環境変化に合わせたトータルサポートを行います。

■資金調達(各創業支援金融機関(6)～(11)共通)

①融資制度

山形県及び米沢市では創業者・中小企業の皆様に事業資金を円滑に調達していただけるよう、金融機関、山形県信用保証協会米沢支店と連携して、「山形県商工業振興資金融資制度」及び「米沢市商工業振興資金融資制度」を実施しています。

それぞれの資金の取扱金融機関として皆様のご相談を承ります。

②補助金

各種補助金の情報提供、ご相談を承ります。

(7) 荘内銀行米沢中央支店

所在地 〒992-8512 米沢市金池五丁目7番12号

電話番号 0238-24-5290

FAX 番号 0238-24-5292

受付時間 営業店窓口 平日 9:00～15:00

相談方法 営業店窓口

ホームページ <http://www.shonai.co.jp/>



支援内容： 支援メニュー ▣(3ページ:③、④、⑤、⑩、⑬、⑭)

■ご相談窓口

営業店窓口にて、随時、創業についてのご相談等を受け付けています。

■事業計画の作成支援

荘内銀行では、お客さまの創業に向け、財務面のみならず技術面や知的財産に関する課題に対しても、支援実績の豊富な外部専門家等と連携してきめ細かなソリューションを提供し、実効性の高い事業計画の作成をサポートしております。

■業界情報等の提供

荘内銀行では、荘内銀行と全国の金融機関が連携して地域企業を支援する「荘銀 Big Advance」があります。お客さまが抱える経営課題に応え、業界情報はもちろん、新たな技術やサービス、未来の新規事業創出を支援するプラットフォームです。

■助成金・補助金等

荘内銀行と全国の金融機関が連携して地域企業を支援する「荘銀 Big Advance」では、全国の助成金・補助金やコラム・セミナーなど経営者の皆さまに役立つ情報を定期的に配信しています。

■販路開拓の支援

外部機関と連携した商談会・展示会の開催、山形県外や海外への進出に向けたビジネスマッチング支援など、当行のネットワークを最大限に活かしてお客さまの成長ステージに合わせた販路開拓支援を行っています。

また、商品改良等の課題解決支援についても、学術機関や専門家と連携し具体的な提案を行っています。

■人材の確保・育成

多くの企業が人材不足という課題に直面しており、特に、経営幹部や事業承継者、ITスキルなど高い専門性人材の確保は重要な経営課題の一つとなっています。荘内銀行では、人材紹介業務を通じ、お客さまの人材ニーズにお応えしています。

■資金調達(各創業支援金融機関(6)～(11)共通)

①融資制度

山形県及び米沢市では創業者・中小企業の皆様に事業資金を円滑に調達していただけるよう、金融機関、山形県信用保証協会米沢支店と連携して、「山形県商工業振興資金融資制度」及び「米沢市商工業振興資金融資制度」を実施しています。

それぞれの資金の取扱金融機関として皆様のご相談を承ります。

②補助金

各種補助金の情報提供、ご相談を承ります。

(8)きらやか銀行米沢支店

所在地 〒992-0012 米沢市金池五丁目6番1号

電話番号 0238-21-3121

FAX 番号 0238-21-2803

受付時間 営業店窓口 平日 9:00～15:00

相談方法 電話、来店(各支店の窓口)

ホームページ <https://www.kirayaka.co.jp>



支援内容： 支援メニュー (3ページ:④、⑩、⑭)

■事業計画の作成支援

営業店内に担当者を配置して、事業計画の作成支援や財務・会計のアドバイスを行っています。

■販路開拓支援

事業コーディネーターを複数名配置して、お客様のニーズに見合ったマッチング先の情報提供を行っています。

■本業支援

きらやか銀行では『本業支援』を方針として掲げ、地元中小企業の様々な経営課題の解決を支援することで事業発展や地域産業の活性化に貢献することを目指しております。

2014年10月に『本業支援戦略部』を新設し、お客様の事業ニーズを集約してスピーディーに対応するとともに、専門家による高度な本業支援を実践できる体制になり、これからも本業支援の更なる進化・発展に向け積極的に取り組んでおります。

■資金調達(各創業支援金融機関(6)～(11)共通)

①融資制度

山形県及び米沢市では創業者・中小企業の皆様に事業資金を円滑に調達していただけるよう、金融機関、山形県信用保証協会米沢支店と連携して、「山形県商工業振興資金融資制度」及び「米沢市商工業振興資金融資制度」を実施しています。

それぞれの資金の取扱金融機関として皆様のご相談を承ります。

②補助金

各種補助金の情報提供、ご相談を承ります。

(9)東邦銀行米沢支店

所在地 〒992-0047 米沢市徳町8番3号

電話番号 0238-40-8816

FAX 番号 0238-23-2203

受付時間 営業店窓口 平日 9:00~15:00

相談方法 電話、来店(支店の窓口)

ホームページ <http://www.tohobank.co.jp/>



支援内容： 支援メニュー (3ページ:④、⑩、⑭)

■ご相談窓口

当店融資窓口にて、お客さまの創業に関するご相談を受け付けています。全力でサポートいたしますのでお気軽にご相談ください。

■事業計画の作成支援

お客さまの創業に関するサポートとして事業計画の作成支援を行っております。事業計画書は創業するために必要な収支計画や資金計画を立案します。より実現性の高い事業計画書の策定に向けて、当行がサポートいたします。

■販路開拓の支援など

当行では「経営課題提案型営業」を通じ、外部専門家などと連携しながら、お客さまの「最良のパートナー」となるべく、経営課題解決に向けた活動に取り組んでいます。「ビジネスマッチング」や「商談会の開催」などにより、お客さまの販路開拓をご支援いたします。創業から成長段階に向けて、お客さまのさまざまな経営課題に対し総合的なサービスを提供していきます。

■資金調達(各創業支援金融機関(6)~(11)共通)

①融資制度

山形県及び米沢市では創業者・中小企業の皆様に事業資金を円滑に調達していただけるよう、金融機関、山形県信用保証協会米沢支店と連携して、「山形県商工業振興資金融資制度」及び「米沢市商工業振興資金融資制度」を実施しています。

それぞれの資金の取扱金融機関として皆様のご相談を承ります。

②補助金

各種補助金の情報提供、ご相談を承ります。



すべてを地域のために

東邦銀行

(10)米沢信用金庫地域創生部

所在地 〒992-0031 米沢市大町五丁目4番27号

電話番号 0238-22-3433(内線 2285)

FAX 番号 0238-22-3588

受付時間 営業店窓口 9:00～15:00

相談方法 電話、来店(各支店の窓口)

E-mail chiiki@yonezawa.shinkin.jp

ホームページ <http://www.shinkin.co.jp/yonezawa/>



支援内容： 支援メニュー (3ページ: ③、④、⑤、⑩、⑪、⑬、⑭)

■創業窓口

米沢信用金庫本部ならびに米沢市内の各店舗において創業に関するご相談を受け付けています。各支援機関と連携し事業化に向け全力でサポートいたします。

■業界等の情報提供、事業計画策定のお手伝い

新規事業をお考えのお客様に対して、業界情報や事業に対する基礎知識等のアドバイスをいたします。また、事業化に向けた計画策定もお手伝いします。

■資金調達(各創業支援金融機関(6)～(11)共通)

①融資制度

山形県及び米沢市では創業者・中小企業の皆様に事業資金を円滑に調達していただけるよう、金融機関、山形県信用保証協会米沢支店と連携して、「山形県商工業振興資金融資制度」及び「米沢市商工業振興資金融資制度」を実施しています。

それぞれの資金の取扱金融機関として皆様のご相談を承ります。

②補助金

各種補助金の情報提供、ご相談を承ります。

■その他

当金庫には、信用金庫のネットワークを活用したビジネスマッチングサービス「しんきんコネクト」があります。全国に広がる信用金庫のネットワークによって新しい取引先を見つけることができます。

お客様の事業化に関する様々なお悩みを一緒に考え、一緒に悩み、一緒に解決するためのお手伝いをいたします。地域と共に生きていく信用金庫を目指しております。



LINE 公式アカウント

追加ボタン押してね♪



(11)山形第一信用組合米沢支店

所在地 〒992-0031 米沢市大町四丁目5番29号

電話番号 0238-22-2235

FAX 番号 0238-22-8134

受付時間 平日 9:00～15:00

相談方法 電話、来店、訪問

ホームページ <http://www.yamagatadaiichi.com>



支援内容： 支援メニュー (3ページ:④、⑩、⑭)

■創業窓口

事業計画の策定・各種補助金、創業に関するさまざまな相談に応じます。

■専門家との連携

創業者の相談内容により、より専門的な助言が必要である時は、各専門家と連携して、きめ細やかに対応します。

■資金調達(各創業支援金融機関(6)～(11)共通)

①融資制度

山形県及び米沢市では創業者・中小企業の皆様に事業資金を円滑に調達していただけるよう、金融機関、山形県信用保証協会米沢支店と連携して、「山形県商工業振興資金融資制度」及び「米沢市商工業振興資金融資制度」を実施しています。

それぞれの資金の取扱金融機関として皆様のご相談を承ります。

②補助金

各種補助金の情報提供、ご相談を承ります。



(12)山形県信用保証協会米沢支店

所在地 〒992-0027 米沢市駅前三丁目1番91号

電話番号 0238-23-7630

FAX 番号 0238-24-5647

受付時間 平日 9:00～17:10

相談方法 電話、来店、訪問

E-mail yonezawa@ysh.or.jp

ホームページ <https://www.ysh.or.jp/>



支援内容： 支援メニュー (3ページ:②、③、④、⑩、⑭)

信用保証協会は、創業準備段階から創業後のフォローアップまで一貫した支援を行います。

■ご相談窓口、日本公庫との連携

当店の窓口にて、創業に関する相談を受け付けていますのでお気軽にご相談ください。

また、信用保証協会では日本政策金融公庫米沢支店様と共同で「創業者向け金融相談会 in 米沢」を毎月第3水曜日（事前予約制）に開催しております。ワンストップで幅広い金融相談が受けられますので、こちらもお気軽にご相談ください。

■事業計画の作成支援や外部専門家との連携

創業計画を一から作りたい方や作成済みの計画をブラッシュアップしたい方に対し、信用保証協会では中小企業診断士の資格を持った職員が相談に応じるほか、外部専門家から創業についての様々なアドバイスを受けられます。創業準備段階から創業後のフォローアップまで、ご相談ができます。

■資金調達

創業者及び中小企業・小規模事業者の皆様が事業資金を円滑に調達していただけるように各種保証制度を準備しております。また、山形県、米沢市、各金融機関と連携して、「山形県商工業振興資金融資制度」「米沢市商工業振興資金融資制度」を実施しています。

■信用保証協会とは

中小企業・小規模事業者の皆様が、金融機関から事業に必要なお金を借りるとき、その保証人となって借りやすくなるようサポートする公的機関です。

山形県内中小企業者の約4割がご利用いただいております。

(13)公益財団法人やまがた産業支援機構

所在地 〒990-8580
山形県山形市城南町1-1-1 霞城セントラル13F
電話番号 023-647-0664(創業塾)
023-666-6100(創業相談)
FAX 番号 023-647-0666
受付時間 平日 8:30~17:15
相談方法 電話、来所、オンライン
E-mail sogyo@ynet.or.jp
ホームページ <http://www.ynet.or.jp/>



支援内容： 支援メニュー (3ページ: ②、④、⑧、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮)

■相談窓口(米沢市特定創業支援事業)

創業支援に関する経験や資格を持つ創業支援コーディネーター／アドバイザーや職員が各種創業相談に応じるほか、コワーキングスペースを1日500円(学生は250円)で利用できます。

概ね1か月以上にわたり、「経営」「財務」「販路開拓」「人材育成」の4項目を含む指導を4回以上受けた方は、「米沢市特定創業支援等事業」受講者として、会社設立時の登録免許税軽減や創業関連保証枠の拡大などの国の優遇措置を受けることができます。

- ・会場 スタートアップステーション・ジョージ山形(霞城セントラル2階)
- ・日程 毎週月曜日・金曜日 10:00~17:00
毎週水曜日 10:00~20:00(夜間相談日) ※完全事前予約制
毎月第2土曜日 10:00~18:00 ※完全事前予約制

■山形元気づくり創業塾(米沢市特定創業支援事業)

創業に必要な知識を、集団研修と個別相談からなる集中講座形式で学ぶことができます。「経営」「財務」「販路開拓」「人材育成」の4項目を含む講義・個別相談を(6回以上受講し、全体の基準の8割以上出席した方は、「米沢市特定創業支援等事業」受講者として、会社設立時の登録免許税軽減や創業関連保証枠の拡大などの国の優遇措置を受けることができます。

- ・時期 10月~12月(予定)
- ・会場 山形県産業創造支援センター(山形市松栄1-3-8)
- ・受講料 無料

〈内容〉(予定となりますので、詳細はお問い合わせください)

第1回 起業家トークセッション、成功する創業の要件・心構え〈経営〉

第2回 ビジネスの種を見つける・骨格を作る、知的財産〈経営〉

個別相談(4回以上)

創業に役立つITツール、知的財産〈販路開拓・経営〉、

人と組織のマネジメント・必要な経営資源〈人材育成・財務〉

投資計画・収支計画、資金調達〈財務〉

各種創業支援施策・事業計画作成・人に伝わるプレゼンとは〈経営〉

最終回 ビジネスプラン発表・講評、交流会

4 創業にかかる手続きについて

(1) 税務関係の届出

創業時に必要な届け出は、届ける書類の種類や届出先によって様々です。

なお、創業形態（法人・個人）や税務申告方法などにより内容が異なりますので、詳しくは税務署や各担当機関にお問い合わせください。

【税務関係の届出について】(届出先は 19 ページ参照)

	届出先	種 類	提出期限・留意点等
個人	A	① 個人事業の開業届出書	事業を開始した日から 1 か月以内
		② 所得税の青色申告承認申請書 (青色申告を希望する場合)	青色申告をする年の 3 月 15 日まで(1 月 16 日以後に新たに開業した方は、開業の日から 2 か月以内)
		③ 給与支払事務所の開設届出書(従業員を雇う場合)	給与支払事務所等を設けた日から 1 か月以内
		④ 青色事業専従者給与に関する届出書 (青色事業専従者給与を支払う場合)	青色事業専従者給与額を必要経費に算入しようとする年の 3 月 15 日まで(1 月 16 日以後に開業した人や新たに専従者がいることとなった人は、その開業の日や専従者がいることとなった日から 2 か月以内)
		⑤ 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書(給与の支払人員が常時 10 人未満で希望される方のみ)	特に定め無し(原則、提出月の翌月以降に支払う給与等から適用)
		⑥ 所得税の棚卸資産の評価方法の届出書	確定申告の提出期限まで (提出がない場合は最終仕入原価法)
		⑦ 所得税の減価償却資産の償却方法の届出書	確定申告の提出期限まで (提出がない場合は定額法又は定率法)
	B	個人の事業開始申告書	事業を開始した日から 1 か月以内
法人	A	① 法人設立届出書	設立の日(設立登記の日)から 2 か月以内(定款等の写し等の定められた書類の添付必要)
		② 青色申告の承認申請書 (青色申告を希望する場合)	設立の日以後 3 ヶ月を経過した日と当該事業年度終了の日のうち、いずれか早い日の前日
		③ 給与支払事務所等の開設届出書	給与支払事務所等を開設した日から 1 か月以内
		④ 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書(給与の支払人員が常時 10 人未満で希望される方のみ)	特に定め無し(原則、提出月の翌月以降に支払う給与等から適用)
		⑤ 棚卸資産の評価方法の届出書	設立第一期の確定申告の提出期限まで (提出がない場合は最終仕入原価法)
		⑥ 減価償却資産の償却方法の届出書	設立第一期の確定申告の提出期限まで (提出がない場合は定額法又は定率法)
	B	法人の設立(事務所等の開設)申告書	設立(開設の日から)2 か月以内 (定款等の写しや登記事項証明書等の定められた書類の添付が必要)
	C	法人の設立(設置)申告書	設立の日から 30 日以内 (定款等及び登記簿謄本の写しの添付が必要)

【届出先】

	名 称	住 所	電話番号
A	米沢税務署	〒992-8610 米沢市門東町一丁目1番9号	0238-22-6320
B	置賜総合支庁税務課	〒992-0012 米沢市金池七丁目1番50号	0238-26-6015
C	米沢市役所税務課	〒992-8501 米沢市金池五丁目2番25号	(代表) 0238-22-5111

(2)社会保険関係の届出

創業して労働者を雇い入れる際には、健康保険や労災保険等の届出が必要になります。なお、創業形態（個人・法人）や労働者の雇用形態等により内容が異なりますので、詳しくは年金事務所等各担当機関にお問い合わせください。

【社会保険関係の届出について】

届出先	種 類	提出期限・留意点等
A	健康保険、厚生年金保険 ① 新規適用届 ② 被保険者資格取得届 ③ 被扶養者異動届	・法人事業所はすべて加入(代表者1名でも対象となります) ・従業員5人以上の個人事業所はすべて加入(サービス業の一部及び従業員5人未満は任意加入※) ・健康保険・厚生年金保険に適用されることとなった日から5日以内
B	労災保険 ① 保険関係成立届 ② 概算保険料申告書	・個人・法人とも雇用形態問わず労働者を一人でも雇用した場合、適用事業所となり届出が必要。 ・①は適用事業所となった日の翌日から起算して10日以内、②は適用事業所となった日の翌日から起算して50日以内に届出 ・従業員を10人以上雇用する場合は「就業規則届」が必要 ・従業員に1日8時間、1週40時間を超える労働をさせる場合は、「36(サブロク)協定」が必要
C	雇用保険 ① 適用事業所設置届 ② 被保険者資格取得届	・個人・法人とも従業員を雇用し一定の要件に該当する場合、適用事業所となり届出が必要(個人経営の農林水産業で、雇用している労働者が常時5人未満の事業所は、暫定任意適用事業所となります) ・①は適用事業所を設置した日の翌日から起算して10日以内、②は資格取得の事実があった日の翌月10日までに届出

※任意加入しない個人事業者の従業員は、国民健康保険、国民年金が適用されます。
(届出先:加入する方の住所地の市町村役場)

【届出先】

	名称	住 所	電話番号
A	米沢年金事務所	〒992-8511 米沢市金池五丁目4番8号	0238-22-4220
B	米沢労働基準監督署	〒992-0012 米沢市金池三丁目1番39号	0238-23-7120
C	米沢公共職業安定所 (ハローワーク米沢)		0238-22-8155

(3)許認可の申請

創業しようとする業種が許認可を必要とするか確認してください。周辺の環境や他の店などへの影響も考えられ、それぞれの業種に細かく基準が設けられています。

例えば、飲食店や食品製造業の場合は一定の水準の衛生を確保するため、施設基準に則った施設において保健所の許可を取得する必要があります。

届 出	所定の窓口に届出書を提出。ただし、設備が基準を満たしているのかなどの確認が行われる場合がある。
登 録	行政官庁の帳簿に登録されれば、事業開始。
許 可	申請書を提出し、行政官庁の審査を受け、許可後事業開始。
認 可	申請書を提出し、行政官庁が認めれば、事業開始。
免 許	一定の資格要件を備えた者のみに与えられ、免許を所有することで事業開始。

種 類	許認可等	受付窓口・所在地等	
飲食店営業・食品製造業	許可	生活衛生課食品衛生担当	置賜総合支庁 〒992-0012 米沢市金池七 丁目1番 50 号
許可営業に該当しない食品関係の営業	届出	Tel0238-22-3740	
食肉・魚介類販売業	許可	生活衛生課乳肉衛生管理 担当	
ふぐ処理・生食用食肉加工調理	届出	Tel0238-22-3750	
ホテル・旅館業	許可	生活衛生課営業衛生担当 Tel0238-22-3873	
公衆浴場			
興行場営業			
理容業・美容業	届出		
クリーニング業(コインランドリーを含む)			
住宅宿泊事業(民泊)			
薬局・医薬品販売	許可	保健企画課医薬事担当 Tel0238-22-3872	
診療所(法人)	許可		
施術所(あん摩・はり・灸等)	届出		
診療所(個人)			
宅地建物取引業	免許	建築課審査指導担当 Tel0238-26-6091	
建設業	許可	建設総務課行政係 Tel0238-27-0525	
第一種フロン類充填回収業	登録	環境課環境保全担当 Tel0238-26-6035	
浄化槽保守点検業	登録	環境課廃棄物対策担当 Tel0238-26-6034	
使用済み自動車の引取業			
使用済み自動車のフロン類回収業			

使用済み自動車の解体業	許可	環境課廃棄物対策担当 TEL0238-26-6034	
使用済み自動車の破砕業			
産業廃棄物処理業			
産業廃棄物処理施設の設置			
リサイクル店・古本、骨董屋	許可	米沢警察署 〒992-0051 米沢市城北二丁目 3 番 19 号 TEL0238-26-0110	
質屋			
貨物自動車運送事業	許可	輸送・監査部門	東北運輸局 山形運輸支局 〒990-2161 山形大字漆山字行段 1422 番地の1
貨物軽自動車運送事業	届出	TEL023-686-4712	
自動車分解整備事業	認証	検査・整備部門 TEL023-686-4714	

改訂版発行

米沢市産業部商工課 令和7年4月

〒992-8501

米沢市金池五丁目 2 番 25 号

Tel0238-22-5111

[www.city.yonezawa.yamagata.jp/category/
shigoto sangyo/3/1/3909.html](http://www.city.yonezawa.yamagata.jp/category/shigoto_sangyo/3/1/3909.html)